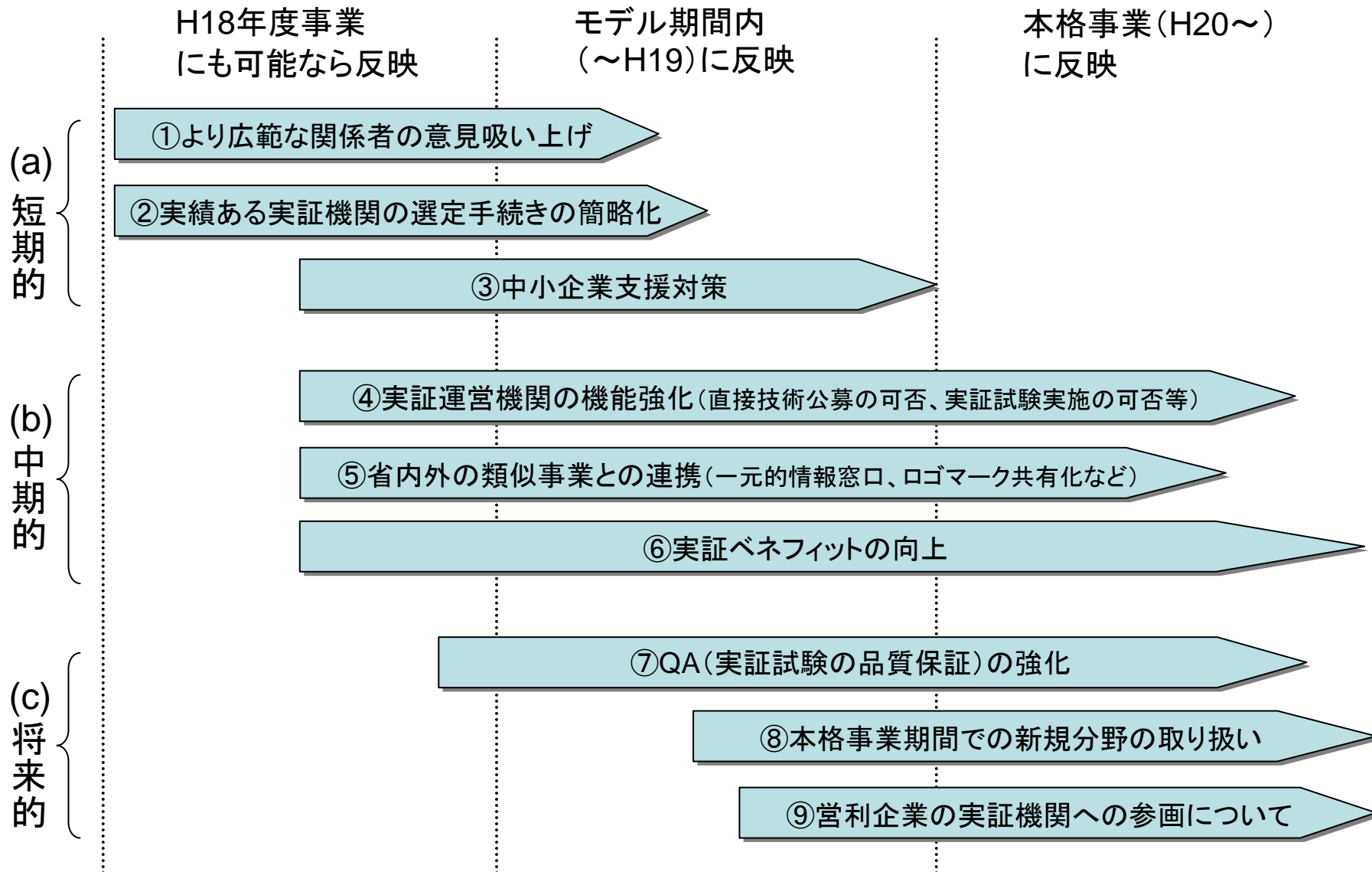


18年度以降の事業の方向性について

H17.11.30.

環境省環境研究技術室

1. 検討課題の整理



(1-a) 比較的短期に解決すべき課題と対応(案)

H18年度事業
にも可能なら反映

モデル期間内
(~H19)に反映

本格事業(H20~)
で反映

①より広範な関係者の意見吸い上げ

(現状・課題)

- ベンダーやユーザーの意見が十分吸い上げられていないとの懸念。

(対応案)

- 各技術分野WG委員として、関係業界団体等の参画が適切と認められる場合は、ご参画いただく。(H18~19メド、可能なものから順次)

→ 実証ベネフィットの向上にも繋がることを期待。

②実績ある実証機関の選定手続きの簡略化

(現状・課題)

- 実証機関の公募・選定過程は、数ヶ月のタイムロス。実績のある機関について再公募は不要との指摘もある。

(対応案)

- 同じ技術分野に同じ機関が参画を希望する場合、公募過程を経ずに継続を認める。[H18事業から対応]

③中小企業(小規模事業者)支援対策

(現状・課題)

- 受益者負担の原則は尊重すべき一方、特に小規模事業者では、手数料コストの負担が難しいとの意見がある。
- また一方、現段階で中小企業支援対策がなければ回らない体制としてしまうと、実証事業を民間に託せなくなる。

(対応案)

- 中小企業庁の既存の支援制度を適宜活用。[H18事業で可能なものは対応]
- モデル事業内での独自の支援枠(例えば、手数料の半額補助等)の可否も含め検討。[H19事業メドに結論]

(1-b) 中期的に解決すべき課題と対応(案)

H18年度事業
にも可能なら反映

モデル期間内
(~H19)に反映

本格事業(H20~)
で反映

④実証運営機関の機能強化(直接技術公募の可否、実証試験実施の可否等)

(現状・課題)

- 実証運営機関が自ら実証機関となることを許すべき、との指摘。ただし、17年度に選定された機関は実証試験実施能力が選定要件に含まれていなかったため、その能力についてオーソライズする必要がある。
- 現状、実証運営機関は対象技術を直接公募しないが、直接公募の方が効率的な場合もある、との指摘。しかし、実証運営機関が自ら実証機関となっていなければ、実証試験が行えなかったり、手数料が高額となる可能性が十分ある。

(対応案)

- 必要に応じ、実証運営機関が自ら実証機関となることを認める。ただし前提条件として、実証機関としての能力はオーソライズする必要。[可能であればH18事業から対応]
- 実証運営機関が、実証機関としての機能を持たずに技術を直接公募することは、認めない。

⑤省内外の類似事業との連携(一元的情報窓口、ロゴマーク共有化など)

(現状・課題)

- 汚染土壌対策技術(環境省)、建設技術審査証明(都市緑化・国交省)等、省内外で類似制度が多数存在している。

(対応案)

- 環境省において、類似制度を繋ぐポータルサイトの設置を検討。[~H19メドに、可能な制度から順次追加]
- 特に省内の類似制度については、ロゴマーク共有化も視野に入れて検討。[~H20メド]

⑥実証ベネフィットの向上

(現状・課題)

- 実証のベネフィットは、ロゴマーク等によっても創出されつつあるが、さらなるベネフィットの向上が重要。

(対応案)

- 各技術分野で、例えば公的調達時に実証データを活用するなど、行政ニーズと結び付けたベネフィットを検討。[随時]
- 各WGでのステークホルダーの参画により、さらなるデータの活用、ベネフィットの向上が期待。

(1-c) 長期的に解決すべき課題と対応(案)

H18年度事業
にも可能なら反映

モデル期間内
(~H19)に反映

本格事業(H20~)
で反映

⑦QA(実証試験の品質保証)の強化

(現状・課題)

- 現状、QAについては実施要領上で「努力規定」を設けているのみ。実証機関の公共性・公益性に半ば依存。実証機関の能力や信頼性が問題となった例はないが、少なくとも、実証機関に営利企業を参画させる時には必須項目。
- 米国等強力なQA体制を持つ国とのデータ相互受け入れの際には、問題となる可能性。

(対応案)

- 実証機関となった機関等について実態を調査、QAの方法について検討。[H20メドで方針確定]
- 実証運営機関に外部監査を行わせるなどの方法も検討？

⑧本格事業期間での新規分野の取り扱い

(現状・課題)

- 本格事業移行後も、新規追加分野について試験法が確立するまでは、手数料徴収は困難ではないか。
- 2000年から本格事業に移っている米国でも、新規開始分野についてはパイロット期間が設定されている模様。

(対応案)

- 米国の実施例を参考に、本格事業移行後の適切な「国負担」期間について検討。[H20メドで方針確定]

⑨営利企業の実証機関への参画について

(現状・課題)

- 営利企業が客観的な格付けや認証等を行っている例はある。実証機関や、実証運営機関を営利企業が担い、制度が独立採算ベースで回るのであれば、その方が望ましい。
- 一方で、行政ニーズの高い技術を普及させるためのツールも残しておくべき。この両者の間でどうバランスを取るか。

(対応案)

- 本格事業を実施しつつ、望ましいあり方を模索。[H20メドで方針確定]

2. 18年度の実施要領の骨子(案)

(ステークホルダーの意見吸い上げ)

- 分野別WG及び実証委員会の構成者に、「適切な場合にはメーカー代表(業界団体等)」といった旨を追記。

(実績ある実証機関の選定手続きの簡略化)

- 当該分野に実績のある実証機関については、継続の希望があれば、公募・選定過程を省略可とする。

(中小企業支援対策)

- 中小企業庁の既存制度の活用を検討し、可能であれば何らかの記述。

(実証運営機関の機能強化)

- 実証運営機関が実証機関の要件を満たす限りにおいて、実証運営機関が自ら実証機関の機能を果たすことを可とする。

(省内外の類似制度との連携)

- 類似制度をまとめたポータルサイトを設置し、順次類似制度の追加を行う。

(その他)

- 手数料徴収体制における対象技術審査要件の変更: 受益者負担の元では不要と思われる、「過去に公的資金による実証が行われていないこと」、「先進的技術であること」等の要件を見直す。
- 実証機関の公募対象の拡大: 水質汚濁防止法上の政令指定都市等、関連分野で実績があると考えられる地方自治体についても、必要に応じ公募対象に含める。